

様式第3号(第6条関係)

令和8年度つくばみらい市就学援助費(就学前新入学用品費)支給申請書

つくばみらい市教育委員会 宛

就学援助を受けたいので次のとおり申請します。

小学校就学前新入学用品費受給後に他市に転出した場合、つくばみらい市立小学校以外の学校に入学した場合等、必要に応じて、つくばみらい市教育委員会が関係自治体へつくばみらい市就学援助における就学前新入学用品費を支給済みであることを通知することに同意します。

学校総務課へ提出する日を記載

申請日	令和8年 月 日		
申請者	住所	つくばみらい市●●●1-2-3	令和7年1月1日時点の住所地
	氏名	筑波 太郎	<input type="checkbox"/> つくばみらい市
	電話	0291-00-0000	<input checked="" type="checkbox"/> 市外(●●●区市町村)

小学校入学予定者

氏名(フリガナ)	生年月日	入学予定校	学年
ツクバ カケル	令和元年 8月 8日	●●●小学校	1年
筑波 翔			
	年 月 日		年
	年 月 日		年

同一生計の世帯員(上記の児童生徒を除く。単身赴任の家族も記入すること。)

氏名(フリガナ)	生年月日	申請者との続柄	職業・学校名(学年)
ツクバ ハナコ	554年 7月 7日	申請者本人	■■会社(パート)
筑波 花子			
ツクバ ミライ	H28年 4月 4日	子	●●●小学校
筑波 未来			
ツクバ ジロウ	H26年 5月 5日	子	●●●小学校
筑波 次郎			

- 1.児童生徒と同居の家族全員(祖父母等も含む)
 2.単身赴任や別居等の保護者
 3.同一敷地内の別棟に居住する者で生計が同一の者
 1~3全員の記入をお願いします。

裏面も記入して
 ください。

住居状況(該当するものを○で囲んでください。)

1 持家	2 借家・賃貸住宅(月額	5万	円)	3 その他()
------	--------------	----	----	----------

ひとり親家庭(該当するものを○で囲んでください。)

1 ひとり親家庭	2 それ以外(事実上婚姻関係にある場合を含みます)
----------	---------------------------

申請の理由（一つだけ選んで番号に○をつけてください。）

対象となる理由	申請書に添付する書類	
1 生活保護の停止又は廃止になった。	原則不要	原則不要以外は、書類の提出が必要です
2 市民税の非課税の扱いを受けた。	原則不要	
3 市民税の減免の扱いを受けた。	減免決定通知書の写し	
4 個人の事業税の減免の扱いを受けた。	減免決定通知書の写し	
5 固定資産税の減免の扱いを受けた。	減免決定通知書の写し	
6 国民年金の掛金の免除の扱いを受けた。	保険料免除申請承認通知書の写し	
7 国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予を受けた。	保険税減免決定通知書・徴収猶予許可通知書の写し等	
8 児童扶養手当の支給を受けている。	原則不要	
9 生活福祉資金の貸付けを受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し	
10 職業安定所登録日雇い労働者である。	日雇労働被保険者手帳の写し等	
11 上記1から10に該当しないが、経済的に児童生徒が就学困難となる事情がある。	令和7年1月1日現在 ①つくばみらい市に住民登録があった方 →不要（※） ②つくばみらい市に住民登録がなかった方 →世帯全員分の市民税課税（非課税）証明書（18歳以上）	
令和8年度市民税課税（非課税）証明書は6月以降に発行している自治体が多いので、転入前の自治体にご確認ください。		
12 その他特別な事情がある。	※保護者が死亡した、災害にあった等、その他お困りの事情がある場合は、下欄に具体的にお書きください。	

12 その他特別な事情（内容を具体的に御記入ください。）

12を選択した場合は、必ずこちらに詳細の記載をお願いします。

※11に当てはまる方で税（所得税・市民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。（給与、年金のみの方を除きます。）

添付書類

所得の申告がないと認定審査ができません。

つくばみらい市以外から通学している方

住民票（世帯全員分）

就学援助振込先金融機関口座

金融機関コード	1 2 3 4			支店コード	1 2 3							
金融機関名	●●● 銀行 農協 信用金庫			支店名	ゆうちょ銀行は 漢数字の支店名 になります							
口座種別	普通	・	当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	ツクバ タロウ										7桁	
口座名義人	筑波 太郎											※口座名義人は申請者と同一人にしてください

小学校入学後も、引き続き就学援助制度を希望される場合は、入学後に別途御申請いただく必要があります。